

庶務

町制50周年について

Q

次の5点について伺う。  
1 基本的な考え  
2 どのような体制で検討しているのか

3 検討段階で町民の意見を  
取り入れる考えはあるのか

4 事業の内容  
5 事業展開の時期

A  
1点目について、町制50周年記念事業はその基本理念及び基本方針に基づき、町財政が厳しい状況の中、経費を極力節減で

2点目について、昨年6月に町制50周年記念事業実行委員会を設置し、会長には助役を、また委員には各部長及び関係課長とし、12名で構成し

3点目について、基本的には町側で計画を練り、町民の皆さんにはその事業を実施する時点で多方面からの参加をお願いしたいと考えている。  
また、50周年記念のシンボルマークの公募など、広く町民の方々に参加していただく事業も検討している。  
4点目について、経費を抑

えている。さらに記念事業の企画立案及び執行にあたらせるために、職員11名で構成するプロジェクトチームを設置し、実行委員会と二人三脚で事業を進めている。  
3点目について、基本的に

なお、町制50周年記念事業の目玉とも言える箱根関跡保存整備事業については、当初の計画どおり平成19年の春に完成を目指して努力している。  
5点目について、基本的には平成18年4月1日から年内いっぱい展開し、合わせて50周年記念



復元工事が進む足軽番所

えた中にも内容の濃い6つの事業と啓発関係事業を実施することとし、現在それぞれの所管課において、さらに検討を加えているところである。

健康福祉

箱根町の福祉行政について

Q

次の4点について伺う。  
1 障害者の「害」の字を条例上の表記及び条文中はすべてひらがなを使った「障がい」に改めることについて

2 言葉、活字のやさしさについて

3 災害弱者に対する補助制度について

4 在宅重度障がい者支援事業のタクシー利用助成と自

A  
1点目について、「害」の字をひらがなにして、広報は「こね」においては、昨年9月号から「害」

の字をひらがなにして、広報に限りならず町が発行する刊行物については、可能な限りひらがなの使用に努めてきたと思っている。

しかし、福祉関係の条例等に記載されている漢字での

「障害者」や「障害」という文字は法律に基づく文字であるものが多く存在しているが、既に実施している自治体もあるため、可能なものについては、実施する方向で考えていきたいと思っている。

2点目について、町が町民の方々に伝える言葉において、伝える方の年代など、相手方の立場に立った言葉選びや言葉遣いが必要であると考える。特に、外来語については、その言葉が日本語として定着、理解されているのかをよく見

極め、理解度の低いものは日本語に言い換えるなどの工夫をし、町から発信する文書や各種会合等での言葉遣い、また、「広報はこね」や「回覧まちだより」での言葉選びについて、わかりやすく、そしてやさしさが実感できるようにこれからも注意を払っていきたい。

3点目について、自分の身は自分で守るということが基本であるが、一人暮らしのお年寄りや介護者のいない障害者の方々に対しては、今後実施していきたいと考えている。

4点目について、この制度は、タクシー利用の助成を受けるか自動車燃料費の助成を受けるか、いずれかを選択していたくようになっており、その割合はタクシー券を選択している方が75%、自動車燃料券を選択している方が25%である。

この事業は、他の自治体にも類を見ない充実した給付内容であると認識をしているが、両方を併給することについては、当面この事業の利用実態等を見ながら考えていきたい。